

# 2

令和7年第2回  
多治見市議会臨時会  
議案説明資料

令和7年5月9日



## 目次

報第3号	専決処分の報告について	1
報第4号	専決処分の報告について	1
承第2号	専決処分の承認を求めるについて	1
承第3号	専決処分の承認を求めるについて	2
承第4号	専決処分の承認を求めるについて	2
議第47号	物品供給契約の締結について	3
議第48号	訴えの提起について	3
議第49号	多治見市固定資産評価員の選任について	4



### 報第3号 専決処分の報告について

令和6年5月13日議第49号をもって議決を経た養正交流センター施設整備工事建築工事に係る新興建設株式会社との工事請負契約の一部を次のとおり変更した（令和7年3月7日専決処分）。

変更点

- 1 契約金額 [変更後] 一金 371,682,300円  
[変更前] 一金 362,780,000円
- 2 変更理由
  - (1) 内装撤去工事に当たり、撤去した内部にアスベスト含有仕上げ塗材の使用が判明し、除去工事を追加したため。
  - (2) 施設管理者と施設利用について再度検討したことにより、作り付け家具、案内表示等の仕様を見直したため。

### 報第4号 専決処分の報告について

水道料金の未収金について、権利を放棄した（令和7年3月31日専決処分）。

- (1) 放棄する金額 956,228円(23人)  
※平成21年度～令和5年度の水道料金の未納分
  - (2) 放棄の理由
    - (債務者1～19) 債務者が無資力・所在不明・支払いに応じない等のため、対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。
    - (債務者20～22) 債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないため。
    - (債務者23) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により債務者が対象の債権についてその責任を免れたため。
- ※ 督促状の発送（毎月）、一斉催告書の発送（年1回）、校区担当者による随時の催告書発送及び電話催告等を実施。3箇月分以上滞納している使用者へは停水を実施（昨年度は5回）し、停水後も支払いがない場合はメーターを撤去している。閉栓後に滞納者が市外に転出した場合は、連絡不能や催告しても支払いに応じないケースが多い。

### 承第2号 専決処分の承認を求めるについて

#### 多治見市税条例の一部を改正するについて

##### 1 改正趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号。令和7年4月1日施行分に限る。）及び次の法改正に伴い、所要の改正を行った（令和7年3月31日専決処分）。

- (1) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正（令和7年4月1日施行）

(2) 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）（令和7年3月24日施行）

## 2 主な改正内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改める（第41条の2第8項、第72条の2第1項、第98条第2項及び第149条の3第2項関係）。
- (2) 二輪の原動機付自転車の車両区分を見直し、新たに総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る種別割の税率を年額2,000円とする区分を規定する（第92条関係）。
- (3) マイナ免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第2項に規定する特定免許情報をマイナンバーカードのICチップに記録したもの）の運用開始に伴い、身体障害者等に対する種別割の減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等を整備する（第99条関係）。
- (4) 大規模の修繕等が行われた特定マンションに係る固定資産税の減額措置について、当該減額措置に係る申告書の提出がない場合においても、一定の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとする規定を新設する（附則第9条の3第12項関係）。

## 3 施行日

令和7年4月1日

### **承第3号 専決処分の承認を求めるについて**

#### **多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて**

##### 1 改正趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号。令和7年4月1日施行分に限る。）に伴い、所要の改正を行った（令和7年3月31日専決処分）。

##### 2 主な改正内容

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正により生じた項ずれについて、引用箇所を改める等所要の改正を行う（附則第14項関係）。
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改める（附則第3項関係）。

##### 3 施行日

令和7年4月1日

### **承第4号 専決処分の承認を求めるについて**

#### **多治見市入湯税条例の一部を改正するについて**

##### 1 改正趣旨及び改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改めた（第8条関係）

(令和7年3月31日専決処分)。

2 施行日

令和7年4月1日

**議第47号 物品供給契約の締結について**

- 1 契約の目的 消防団用消防ポンプ自動車購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 25,300,000円
- 4 契約の相手方 岐阜市金園町3丁目25番地  
株式会社ウスイ消防  
代表取締役 臼井 潔

**【参考】**

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 7者
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 95.24%
- ・ 入札日 令和7年4月10日

事業概要：

- 1 小泉分団の消防ポンプ自動車を更新するもの。
- 2 車両：トヨタ ダイナ又は日野 デュトロ（消防専用ダブルキャブ型）
- 3 数量：1台
- 4 履行期間：契約日～令和8年3月31日 仮契約日 令和7年4月15日

**議第48号 訴えの提起について**

- 1 概要 令和6年6月22日、被告は、本市の所有する車庫（所在地：多治見市青木町17番地。以下「本件車庫」という。）に対し、被告の運転する車両で衝突し、本件車庫のシャッター及び本件車庫内に駐車していた普通貨物自動車を破損させ損害を与えたことについて、本件車庫のシャッターの修理にかかる費用の支払いに応じないことから、損害賠償及び遅延損害金の請求を行うため、被告に対し訴訟を提起することとする。
- 2 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 高木 貴行  
被告 \*\*\*\*\*
- 3 訴訟物の価額 一金 629,200円
- 4 経緯

年 月	内 容
令和6年6月22日	本件事故発生
同月26日	被告と対面にて事故状況の確認
同年10月25日	被告が普通貨物自動車の修理費を訴外企業に支払い
同年11月18日	シャッターの復旧を求める文書を送付（見積額693,000円）
同月19日	相手方弁護士から代理人となった旨の文書を受領

同年12月6、7日	訴外企業が普通貨物自動車の修理を実施
令和7年1月7日	相手方弁護士から修理費用の負担に応じない旨の文書を受領
同年2月26日	訴外企業にシャッターの修理を発注
同年3月25日	訴外企業がシャッターの修理を完了
同年4月1日	市顧問弁護士から修理費用を求める旨の文書を相手方弁護士にFAXにて送付（支払期限は、文書到着後2週間）

#### **議第49号 多治見市固定資産評価員の選任について**

令和7年4月1日付けの人事異動により、大山 克則前税務課長から辞任申出があったため、新たに市岡 孝臣税務課長を固定資産評価員に選任することについて、議会の同意を求める。